

# 指定居宅介護支援 (平和ケアプランサービス) 利用契約書

平和ケアプランサービスの居宅介護支援サービスを利用するにあたり、つぎのとおりサービス利用契約を締結します。

## 第 1 章 総 則

### (契約の目的)

第 1 条 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその居宅においてその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、居宅介護支援を提供します。

### (契約期間)

第 2 条 本契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了の 2 日前までに利用者から文書による契約終了の申し入れが無い場合には、本契約は同じ条件で自動更新されるものとし、以後も同様とします。

### (居宅サービス計画の作成・決定)

第 3 条 事業者は、介護支援専門員に居宅介護サービス計画（以下、計画という）の作成に関する業務を担当させるものとします。

- サービスの業者選択の為に、指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を公正中立に利用者又はその家族に対して提供します。
- 利用者及び家族の状況等に応じ、効果的、継続的に利用が出来るように計画します。
- 介護保険給付外の保険・福祉・医療サービス、ボランティア等の利用も含めて計画致します。
- 計画の作成に当たっては、サービス担当者会議を行います。  
(サービス担当者会議は、要介護認定の更新時、区分変更時や計画の変更時等必要に応じて随時開催します。)
- 利用者及び家族の希望や状況等を考慮して、計画の原案を作成し、種類、内容、利用料等について利用者及びその家族に対して説明し、同意を得た上で計画の決定をします。
- 利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求める事ができる事
- 利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること
- 作成した計画書を利用者及びその家族に対して交付します。

### (居宅介護計画作成後の便宜の供与)

第 4 条 サービスの提供状況の把握の為に毎月 1 回利用者宅を訪問し、モニタリングを実施します。  
2. 居宅サービス計画に沿ってサービスが提供されるよう居宅サービス事業者との連絡調整を行います。  
3. 利用者及びその家族の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

### (居宅介護サービス計画の変更)

第 5 条 利用者及びその家族が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と契約者双方の合意に基づき、可能な範囲において居宅サービス計画を変更します。

### (介護保険施設への紹介)

第 6 条 事業者は、利用者又は家族が介護保険施設への入所又は入院を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとします。

## 第 2 章 サービスの利用と料金の支払い

(サービス利用料金の支払い)

第 7 条 事業者の提供する居宅介護支援に関するサービス利用料金については、全額保険給付の対象となるため自己負担はありません。

但し、利用者の保険料の滞納等がある場合は、この限りではありません。

2. 前項の他、指定居宅介護支援重要事項説明書に記載されている費用について、必要となった場合は、利用者は事業者はその費用を支払うものとします。

(利用料金の変更)

第 8 条 サービス利用料金のうち、介護保険制度の中で定められたものは、契約期間中にこれが変更になった場合は、改定後の料金が適用されます。

## 第 3 章 事業者の義務

(事業者の記録作成・交付の義務)

第 9 条 事業者は、居宅介護支援に関する記録を 5 年間保管し、利用者及びその家族の請求によりこれを閲覧させ、又はその複写物を交付するものとします。

2. 事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、利用者又は家族の申し出があった場合には、居宅介護支援に関する記録を提供することとします。

(守秘義務)

第 10 条 事業者及び介護支援専門員は、居宅介護支援を提供する上で知り得た、利用者及びその家族に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らしません。

尚、この守秘義務は契約の終了後も同様です。

2. 前項に拘わらず、利用者に係るサービス担当者会議での利用等正当な理由がある場合で、利用者及び家族の事前の同意を文書により得た上で、利用者又はその家族等の個人情報を用いることができることとします。

## 第 4 章 損害賠償

(損害賠償責任)

第 11 条 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。

2 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り損害賠償責任を負いません。

## 第 5 章 契約の終了

(利用者の解約権)

第 12 条 利用者は、事業者に対し 1 週間以上の予告期間をもって、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

(事業者による契約解除)

第 13 条 事業者は、利用者の著しい不信行為により契約を継続することが困難となった場合は、その理由を記載した文書により、この契約を 1 ヶ月以上の予告期間をもって、解除することができます。

(契約の終了)

第 14 条 次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- (1) 第12条の規程により、利用者からの文書による解約の意思表示がなされ、且つ予告期間が満了したとき。
- (2) 第13条の規程により事業者から文書による解約の意思表示がなされたとき。
- (3) 利用者が介護保険施設や医療機関に入所又は入院したとき。
- (4) 利用者が要介護認定において「非該当」の判定を受けたとき。
- (5) 利用者が死亡したとき。
- (6) 事業者が解散したとき。

2. 事業者は、契約の終了にあたり必要と認められる場合は、関係各機関との連絡 調整を行うこととします。

## 第 6 章 その他

(緊急時の対応)

第 15 条 事業者は、サービスの提供を行っているときに、利用者に急変等の緊急の事態が生じた場合、その他必要な場合は、その都度、でき得る範囲で応急処置を行い、管理者への報告、併せて家族への連絡を行います。又、必要に応じて家族と協議の上、主治医へ連絡をし、救急治療あるいは、救急入院等、必要な措置が受けられるようにします。

2 居宅サービス事業所からの事故や利用者の急変の連絡があった場合は、必要に応じて家族や当該居宅サービス事業所、主治医と今後の利用時の内容や留意点について話し合います。

(事故発生時の対応)

第 16 条 事業者は、サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに管理者への報告、家族への連絡を行います。

(事故再発防止)

第 17 条 事業者は、事故原因を追求、解明し、それをもとに日常業務の再点検、見直しを図り、事故の再発防止に努めます。

(苦情処理)

第 18 条 事業者は、利用者や家族等からの相談、苦情等に対応する苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員を設置してサービスに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

(代理人)

第 19 条 事業者は、成年後見制度を利用していない利用者に対し、代理人を求めることができるものとします。但し、代理人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、この限りではありません。

2 代理人には、利用者が、自らの意思表示が難しい場合、又は難しくなることを想定し、あらかじめ利用者に代わって判断を行うことをお願いします。

(協議事項)

第 20 条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

本契約を証するため、利用者、事業者が署名押印のうえ本契約書を2通作成し、各1通保有するものとします。

令和 年 月 日

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話 \_\_\_\_\_

代理人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話 \_\_\_\_\_

署名代行人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話 \_\_\_\_\_

代行した理由

\_\_\_\_\_

事業者 住所 福岡市南区的場2-3-3  
名称 社会福祉法人 誠心会  
代表者 茂田 長俊  
事業所名 平和ケアプランサービス  
管理者 鎮目 修 印  
(福岡市指定 第 4071002663 号)